

令和8年1月20日(火)に実施した第一級陸上無線技術士「法規」の試験問題中、問B－3才の文章に誤植がありましたので、問B－3才については、受験者全員を正解として処置します(1点)
 なお、当該措置により可否に変更が生じる場合は、当協会から個別に連絡する予定です。

記

誤植があった問題文（下線部分）	正しい問題文（下線部分）
B－3 固定局の主任無線従事者に関する次の記述のうち、電波法（第39条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。 ア 固定局の免許人は、主任無線従事者を選任するときは、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任するときも、同様とする。 イ 主任無線従事者は、電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより、無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。 ウ 固定局の免許人は、その選任の届出をした主任無線従事者に総務省令で定める期間ごとに、固定局の無線設備の操作及び運用に関し総務大臣の行う訓練を受けさせなければならない。 エ 固定局の免許人からその選任の届出がされた主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。 オ 固定局の免許人からその選任の届出がされた主任無線従事者の監督の下に無線設備の操作に従事する者は、当該主任無線従事者が電波法第39条（無線設備の操作）第6項の職務を行うため必要であると認めてする指示に従わなければならない。	B－3 固定局の主任無線従事者に関する次の記述のうち、電波法（第39条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。 ア 固定局の免許人は、主任無線従事者を選任するときは、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任するときも、同様とする。 イ 主任無線従事者は、電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより、無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。 ウ 固定局の免許人は、その選任の届出をした主任無線従事者に総務省令で定める期間ごとに、固定局の無線設備の操作及び運用に関し総務大臣の行う訓練を受けさせなければならない。 エ 固定局の免許人からその選任の届出がされた主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。 オ 固定局の免許人からその選任の届出がされた主任無線従事者の監督の下に無線設備の操作に従事する者は、当該主任無線従事者が電波法第39条（無線設備の操作）第5項の職務を行うため必要であると認めてする指示に従わなければならない。